

議案第 16 号

市川市立母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

市川市立母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 4 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市立母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

市川市立母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 35 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

民間事業者による母子生活支援施設の拡充により同施設において市川市立母子生活支援施設曾谷寮に入所している母子の生活を支援することが可能となること等を勘案し、同曾谷寮を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。